

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市中小企業組織化促進等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、中小企業者の組合等の設立や運営支援並びに組合等及び団体の健全な発展に資するために必要な事業を行うものを支援することにより、本市産業の高度化と中小企業者の健全な発展及び地域経済の発展を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に定める事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に定める商店街振興組合及び商店街振興組合連合会並びに生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第3条に定める生活衛生同業組合をいう。
- (3) 団体 中小企業者の振興に関する事業を行うことを目的とした法人又は任意団体であつて、次の各号のいずれにも適合するものをいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 意思決定が民主的な方法により行われること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
- (4) 連合会 二以上の組合等及び団体を会員とする継続的な組織をいい、次の各号のいずれにも適合する法人又は任意団体をいう。
 - ア 規約、会則等の定めがあること。
 - イ 適切な会計処理がされていること。
 - ウ 意思決定が民主的な方法により行われること。
 - エ 代表者の定めがあり、構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること。
 - オ 堅実な事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - カ 中小企業者の団体の設立又は運営支援等を行っていること。
 - キ この要綱に定める補助事業の遂行能力が十分であると認められること。
 - ク 福岡市の区域内に主たる事務所又は営業所を有していること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、連合会であつて、市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないものとする。なお、補助金の交付対象者は公募により募集する。

(補助対象事業)

第5条 補助を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、連合会が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 組合等の組織、事業及び経営を支援する事業
(組合等の組織力強化のための講習会及び研修会の開催、巡回相談、窓口相談等)
 - (2) 組合等の設立を支援する事業
(巡回相談、窓口相談等)
 - (3) 組合等の指導者を養成するための事業
(若手経営者・後継者支援のための講習会及び研修会の開催等)
 - (4) 組合等の連携を支援するための事業
(連合会及び組合等に関する全国大会への参加、各種実行委員会への参加等)
 - (5) 組合等の振興に関する調査及び研究をする事業
(先進地視察、研修等による調査及び研究)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、連合会が当該連合会を構成する組合等若しくは団体又は当該組合等若しくは当該団体以外の組合等若しくは団体と共同で行う事業（以下「共同事業」という。）を補助対象事業とする。
- 3 補助対象事業であっても、次の各号のいずれかに該当する事業には補助を交付しない。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められるもの

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 報償費 講師謝礼金等
 - (2) 旅費 講師又は職員の旅行に係る経費等
 - (3) 需用費 印刷消耗品費、物品購入等
 - (4) 役務費 通信運搬費、手数料、広告料、筆耕料、保険料、通訳料等
 - (5) 委託費 研究調査、製作設計等
 - (6) 使用料及び賃借料 自動車借上料、会場借上料、機械器具借上料等
 - (7) 備品購入費
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
- 2 前項第7号の備品購入費の補助対象経費については、当該経費の10%とする。
- 3 第5条第2項の共同事業を行う場合にあっては、連合会が負担できる当該事業の実施に係る経費は、当該事業費の2分の1未満とする。

(補助対象期間)

第7条 補助の対象期間は、毎年補助対象事業を開始する日から当該年度末までとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、第6条第1項に定める補助対象経費の2分の1以下（第5条第2項の共同事業にあっては、連合会が負担する経費のうち、補助対象経費の2分の1以下）と

し、予算の範囲内で市長が決定する。

（補助金の交付申請）

第9条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度市長が指定する日までに、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び同様式に掲げる関係書類（以下「関係書類」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、提出期限を延長することができる。

2 補助対象者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は前条第1項の規定により福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び関係書類を受理した後、その内容を審査し補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、すみやかに申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定にあたっては、交付決定を行う年度の4月1日以降に実施される事業で、交付決定の時点において既に継続し、又は完了しているものをその対象とすることができるものとする。

3 市長は前項の決定に条件を付することができる。

4 市長は、第1項の審査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、すみやかに申請者に対しその旨を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同項の決定の内容等に不服があるときは、市長が定める期日までに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請取下書（様式第3号）を提出し、当該申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事業計画の変更）

第12条 補助事業者は、第10条第1項の通知を受けた後に、第9条第1項に規定する福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書（様式第1号）及び関係書類の内容を変更しようとするときは、補助事業者は、あらかじめ福岡市中小企業組織化促進等事業補助金変更申請書（様式第4号）及び市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（調査確認等）

第13条 市長は、補助事業者に対して必要な報告を求め、又は必要な調査若しくは指示を行うことができる。

(事業完了届の提出)

第14条 補助事業者は、当該事業を完了したときは、すみやかに福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付事業完了届（様式第5号）及び関係書類を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に定める完了届及び関係書類を提出するに当たって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に定める完了届及び関係書類を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条第1項の完了届を受理したときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第13条の規定による調査確認により、交付決定を受けた事業が補助対象事業に適合しないと認めるときは、是正その他必要な措置をとるよう、補助事業者に指導することができる。

(交付の時期)

第17条 補助金は、第15条の規定による通知を行った後に交付するものとする。ただし、補助事業の性質上、その事業の完了前に交付することが適当と認めるときには、一括又は分割して事前に交付することができる。

2 前項ただし書の場合において、確定した額が既に交付した額を超えるときには、確定した額に対する不足額を交付し、満たないときには期限を定めてその満たない額を返還させなければならない。

(決定の取り消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) 法令もしくはこの要綱に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付を行うことを不適當と認めたとき。

(補助金の返還)

第19条 市長は、前条及び第21条第3項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助事業者に対してその返還を命じなければならない。

(財産の管理及び処分)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入又は製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

(暴力団の排除)

- 第21条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の申請をした補助事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、補助事業者又はその役員が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助事業者に対し役員の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
- (経過措置)
- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、補助金の交付を受けたいので関係書類を添えて申し込みます。補助事業の遂行にあたっては福岡市補助金交付規則及び福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱を遵守します。

本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請者及びその役員が暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

関係書類

- 1 申請者の規約等
- 2 申請者の役員名簿（様式 第 1－2 号）、会員名簿等
- 3 福岡市中小企業組織化促進等事業の実施計画書等
- 4 福岡市中小企業組織化促進等事業の収支予算書等
- 5 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる実施計画書等
- 6 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる収支予算書等
- 7 その他必要と認める書類

役 員 名 簿

【団体名： 】

※該当する元号を○で囲んでください。

[illegible]

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため、福岡県警察への照会確認に使用します。（裏面参照）

補助金交付からの暴力団排除について
(お知らせ)

福岡市では、平成 22 年 7 月に施行した福岡市暴力団排除条例に基づき、市の事務事業からの暴力団排除に向けて全庁を挙げて取り組んでおります。

「福岡市中小企業組織化促進等事業補助金」についても、交付要綱を改正し、暴力団・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に対し補助金を交付しない、又は交付決定を取り消す等の措置を行うこととしております。

このため、福岡市では、この補助金の交付決定にあたり、申請される方（事業者）又は申請される団体の役員が暴力団員等でないか福岡県警察に照会確認を行いますので、その旨ご了承ください。

また、申請される方（事業者）又は申請される団体にはこの照会確認に必要な個人情報（法人の場合は、「役員名簿」）の提出をお願いしております。

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付をもって申請のあった福岡市中小企業組織化促進等事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助内示金額
- 3 補助金交付予定時期及び額
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期間は、この交付決定通知受領の日から15日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金について福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、補助金の交付申請を取下げたいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助予定金額
- 3 交付決定通知書の受領年月日
- 4 取下理由

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金変更申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金に係る実施計画を次のとおり変更したいので、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 変更事項

2 変更理由

3 添付書類

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付事業完了届

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金に係る事業の全部について完了いたしましたので、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 福岡市中小企業組織化促進等事業実施報告書等
- 2 福岡市中小企業組織化促進等事業収支計算書等
- 3 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる実施報告書等
- 4 福岡市中小企業組織化促進等事業のうち補助の対象となる収支計算書等
- 5 支出の確認ができる書類や写真等の写し
- 6 その他事業の実施が確認できる資料等

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

年 月 日付 第 号で交付の決定を受けた、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金について、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第 14 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 補助金の額の確定額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 添付書類
2の金額の積算の内訳書 等

※留意事項

- (1) 会計士等に確認のうえ回答してください。
- (2) 次のような消費税法の課税事業者は、複数の確定申告が必要になります。
 - ① 事業を翌年度に繰越した場合
 - ② 事業者の課税期間が4月～3月ではない場合

添 付 資 料

- (1) 2の金額が0円の場合
 - ①免税事業者の場合
 - ・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・免税事業者届出書（法人税確定申告をしていない場合）…様式第7号
 - ②簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合
 - ・補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- (2) 2の金額が0円以外の場合
 - ・積算内訳報告書…様式第8号
 - ・報告の内容が記載された概要（「別紙」参照）
 - ・消費税及び地方消費税の確定申告書の写し
 - ・消費税及び地方消費税及び確定申告書の付表2「課税売上高・控除対象仕入税額等の計算書表」の写し
 - ・その他参考となる資料（特定収入額、補助金のうち課税仕入れ等に係る消費税額がわかる資料）

(別紙)

- 1 補助事業者名
- 2 所在地
- 3 補助金等の名称
- 4 補助金交付年度及び補助金確定額
- 5 補助金返還額の概要
 - (1) 特定収入額及び内訳
 - (2) 特定収入割合
 - (3) 課税売上割合
 - (4) 交付を受けた補助金のうち、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている金額
 - (5) 補助金返還額

免税事業者届出書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

下記の期間については、消費税法の免税事業者（同法第9条第1項本文規定により、消費税を納める義務を免除されている）であるので、その旨届け出ます。

記

課税	期間	年 月 日 から
非課税		年 月 日 まで

※ 補助金交付年度の期間であること。

※ 事業を翌年度に繰越した場合、複数年度の期間になる。

記載者名	
電話番号	

積算内訳報告書

(1) 補助金の使途（補助対象経費）の内訳

区分		課税仕入			非課税仕入 (人件費等)	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
経費の内訳		円	円	円	円	円
						円
	計	円				円

(2) 課税売上割合 〇%

(3) 支出のうち課税仕入れの占める割合 〇%

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡市長

年 月 日付で完了の届出のあった福岡市中小企業組織化促進等事業に対する補助金の交付について調査して確認した結果、福岡市中小企業組織化促進等事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金確定額

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金財産処分承認申請書

年 月 日

(あて先) 福岡市長

所在地
名称
代表者名
(電話番号)

福岡市中小企業組織化促進等事業補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので承認を申請します。

記

1. 処分財産の品名及び取得年月日
2. 処分財産の取得価格及び時価
3. 処分の方法（有償による処分の場合は、処分価格）
4. 処分の理由